

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
45	国民健康保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

静岡市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡市長

公表日

令和4年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>【事務全体の概要】</p> <p>市町村(特別区を含む。以下「市町村」という)は国民健康保険法(以下「国保法」という。)に基づき、医療保険制度を運営する保険者として国民健康保険を行うこととなっており、静岡市に住所を有する者(第6条に規定する適用除外に該当するものを除く)は国民健康保険の被保険者となる。</p> <p>国民健康保険の運営のため国保法の規定に基づき被保険者の資格管理、賦課管理、給付管理、徴収管理を行なう。</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 事務全体に関する内容 <ol style="list-style-type: none"> 届出・申請の受理、確認 本人確認 住民登録外被保険者の個人番号の取得 資格に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> 医療保険喪失に伴う資格取得、転出・医療保険取得に伴う資格喪失 保険証、高齢受給者証、被保険者資格証明書等の交付(再交付含む) 賦課に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> 保険料の賦課額の決定 保険料の軽減、減免 国庫補助等の算定 給付に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> 療養費等の支給 給付の調整、過去の給付記録の確認 限度額適用認定証、標準負担額適用認定証の交付等 徴収に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> 保険料の特別徴収 保険料の納付猶予 情報提供に関する事務 <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という)第22条による特定個人情報の提供のため、内閣府の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバにアップロードを行う。</p>
③システムの名称	国民健康保険システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条(利用範囲)別表第1(30項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条1号、2号、3号、4号、5号、6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 特定個人情報の提供ができる根拠 <ol style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号別表第2(1項、2項、3項、4項、5項、6項、11項、14項、16項、17項、26項、30項、33項、39項、42項、58項、62項、66項、78項、80項、87項、93項、97項、106項、109項、120項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条1号、2号、3号、4号、5号、6号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	静岡市保健福祉長寿局健康福祉部保険年金管理課

②所属長の役職名	保険年金管理課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>葵区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡市葵区追手町5番1号 電話 054-221-1488 FAX 054-221-1104</p> <p>駿河区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡市駿河区南八幡町10番40号 電話 054-287-8697 FAX 054-287-8709</p> <p>清水区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡市清水区旭町6番8号 電話 054-354-2170 FAX 054-351-4470</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>保険年金管理課 静岡市葵区追手町5番1号 電話054-221-1005</p> <p>葵区役所保険年金課 静岡市葵区追手町5番1号 電話054-221-1070</p> <p>駿河区役所保険年金課 静岡市駿河区南八幡町10番40号 電話054-287-8621</p> <p>清水区役所保険年金課 静岡市清水区旭町6番8号 電話054-354-2141</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年1月19日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年1月19日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	①静岡市保健福祉局福祉部保険年金管理課 ②保険年金管理課長 森 昭彦	①静岡市保健福祉長寿局健康福祉部保険年金管理課 ②保険年金管理課長 吉永 幸生	事後	重要な変更にあたらぬ変更のため
平成29年3月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日	平成29年3月31日	事後	
平成29年3月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日	平成29年3月31日	事後	
平成30年5月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②保険年金管理課長 吉永 幸生	②保険年金管理課長 山本 正浩	事後	重要な変更にあたらぬ変更のため
平成30年5月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保険年金管理課 静岡市葵区追手町5番1号 電話054-221-1540 葵区保険年金管理課 静岡市葵区追手町5番1号 電話054-221-1070 駿河区保険年金管理課 静岡市駿河区南八幡町10番40号 電話054-287-8621 清水区保険年金管理課 静岡市清水区旭町6番8号 電話054-354-2141	保険年金管理課 静岡市葵区追手町5番1号 電話054-221-1005 葵区役所保険年金課 静岡市葵区追手町5番1号 電話054-221-1070 駿河区役所保険年金課 静岡市駿河区南八幡町10番40号 電話054-287-8621 清水区役所保険年金課 静岡市清水区旭町6番8号 電話054-354-2141	事後	
平成30年5月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年3月31日	平成30年3月31日	事後	
平成30年5月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年3月31日	平成30年3月31日	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②保険年金管理課長 山本 正浩	②保険年金管理課長	事後	
令和1年6月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年3月31日	平成31年3月31日	事後	
令和1年6月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年3月31日	平成31年3月31日	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策	—	改正後の様式による新項目の記載	事後	特定個人情報保護評価に関する規則等の改正に伴う変更
令和3年1月19日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年3月31日	令和3年1月19日	事後	
令和3年1月19日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年3月31日	令和3年1月19日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠 1 特定個人情報の提供ができる根拠	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠 1 特定個人情報の提供ができる根拠 (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号別表第2	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠 1 特定個人情報の提供ができる根拠 (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号別表第2	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う変更